

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

税理士法人の業務範囲

Q : 税理士法人の業務範囲に社会保険労務士業務も含まれると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 定款に社会保険労務士関係の業務を行うことを盛り込むことによって、社会保険労務士業務を行うことが可能です。

【解説】

20年振りの抜本改革となった改正税理士法では、従来、税理士が個人として行うこととされていた税理士業務を新たに法人形態でも行えるよう税理士法人制度が創設されました。

税理士法人の業務範囲は、税理士業務のほか、定款に定めれば税理士業務に付随した会計業務やこれに準ずる業務もできるとされています。

このほど公布された改正税理士法の詳細を定めた省令では、税理士業務に付随した会計業務に準ずる業務が明示されていて、例えば、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務を業として行う業務であることが明らかにされています。

また、社会保険労務士法施行令において、税理士法人も税理士業務に付随して社会保険労務士業務が行えることとされています。

なお、改正税理士法は、平成14年4月1日から施行されます。

